

第 2 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 1 7 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第2回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年2月17日(月) 午後2時から午後2時51分まで
- 2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 19人

1番 齊藤善彦	2番 佐々木吉秋
3番 鈴木昇	4番 白岩勝
5番 関正美	6番 相場堅一
7番 加藤淳	8番 武藤真作
9番 星容子	10番 伊藤洋文
11番 三浦宏和	12番 柴田ますみ
13番 佐々木和昭	14番 加賀屋慎一
15番 鎌田悦雄	16番 佐々木繁明
17番 藤田修	18番 佐々木英久
19番 佐藤きよ子	
- 5 欠席農業委員
なし
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
 - 第6 議案第8号 農用地利用集積計画(令和6年度第11号計画)に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	佐々木嘉文	参事	熊谷勝
副参事	伊藤弘	副参事	住谷真人
主席主査	山本郷史	主査	幸野善寿
主任	佐藤知拡	主任	齋藤友毅
主任	越前屋麻希子		
- 8 書記
主査 鈴木百愛
- 9 議事録署名委員
4番 白岩勝
5番 関正美

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和7年第2回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第2回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしの声がございますので、4番白岩勝委員、5番関正美委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。</p>
4番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
18番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
15番鎌田悦雄委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
13番佐々木和昭委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
3番鈴木昇委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2の「第26回全国農業担い手サミットinさが」について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (伊藤副参事)	<p>【会務報告2の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第106回常設審議委員会」について、私から報告をします。 【会務報告3の報告】</p>
	<p>次に、会務報告4の「秋田市議会農林議員の会研修会および意見交換会」について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局 (熊谷参事)	【会務報告4の報告】
議長	次に、会務報告5の「令和6年度生き生き農業専科（北部地区）」について、4番白岩勝委員から報告をお願いします。
4番白岩勝委員	【会務報告5の報告】
議長	次に、会務報告6の「秋田県都市農業委員会会長会先進地視察研修」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (伊藤副参事)	【会務報告6の報告】
議長	次に、会務報告7の「秋田市農業大賞表彰式および懇談会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告7の報告】
議長	次に、会務報告8の「令和6年度生き生き農業専科（追分地区）」について、7番加藤淳委員から報告をお願いします。
7番加藤淳委員	【会務報告8の報告】
議長	次に、会務報告9の「令和6年度生き生き農業専科（雄和地区）」について、3番鈴木昇委員から報告をお願いします。
3番鈴木昇委員	【会務報告9の報告】
議長	次に、会務報告10の「令和6年度生き生き農業専科（河辺地区）」について、13番佐々木和昭委員から報告をお願いします。
13番佐々木和昭委員	【会務報告10の報告】
議長	次に、会務報告11の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告14の「現況地目照会に係る回答について」までの4件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (住谷副参事)	【会務報告11から14までの報告】
議長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、議案に移ります。

議 長	はじめに日程第4、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (齋藤主任)	議案書1ページから2ページの1件について説明いたします。 番号1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲受人は、祖父である譲渡人と申請農地に使用貸借権を設定し耕作しておりましたが、この度、譲受人が経営農地の確保を希望し、また譲渡人も処分を希望したことから、当該地の贈与を行うこととなったものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は年間300日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を調査した榎繁和推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員	6番相場です。榎推進委員から報告をいただきました。何ら問題ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
11番三浦宏和委員	はい。
議 長	11番三浦宏和委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	11番三浦です。今回の所有権移転の理由は贈与となっておりますが、贈与であれば集積計画での取扱いも可能と認識しています。今回の申請は、地域計画策定の関係で3条でしか申請できないということでしょうか。
議 長	事務局、お願いします。
事務局 (齋藤主任)	はい。当該地区の地域計画が策定済みによるものです。
議 長	三浦委員、どうですか。
11番三浦宏和委員	分かりました。
議 長	他にご質問はございませんか。

一 議	同 長	なし。 ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 議	同 長	異議なし。 異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第7号、農地法4条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (住谷副参事)		それでは、議案書の3ページをご覧ください。 番号1。申請人は[REDACTED]。転用事業概要は、農機具格納庫への自己転用。申請者の住所、土地の所在、地目、面積は議案書に記載のとおりです。 それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、農事組合法人の代表である申請人は、知人から土地を借りて農機具を格納していましたが、規模拡大に伴い農機具の台数が増えてきた事などから、今回、自前で格納庫を建てることとしました。用地について、法人事務所から近い場所を条件に探していましたが、条件に見合う場所のうち最も利便性に優れる申請地を選定し、転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農地区分は農用地区域内農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。過去の転用実績はあり。工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和7年3月31日まで。転用行為の妨げとなる権利について、農地所有者および農地中間管理機構から転用同意済み。他法令による許認可の処分は、秋田農業振興地域整備計画変更見込み。土地改良区等からの意見書は、新城川土地改良区から差し支えなしとなっております。 被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画について、雨水は自然流下です。 現地は令和7年2月3日に確認しております。 説明は以上です。
議	長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地調査を行った7番加藤淳委員から報告をお願いします。
7番加藤淳委員		7番加藤です。2月3日、事務局職員と現地確認をしました。当該地については、特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議	長	<p>それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一	同	なし。
議	長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第7号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第6、議案第8号、農用地利用集積計画（令和6年度第11号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (越前屋主任)		<p>はじめに、所有権移転の2件について説明いたします。議案書は5ページです。 説明の前に、議案書の修正がありますのでお知らせします。 下段の合計欄について、田の面積が3,389.55平方メートルとありますが、正しくは3,576平方メートルとなりますので、修正をお願いします。 それでは説明に入ります。 番号1。受け手は[]。出し手は[]。 土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。 これを含む合計2件となっており、すべて売買となっています。 続きまして、利用権設定の56件について説明いたします。議案書は6ページから31ページまでです。 説明の前に、議案書の修正がありますのでお知らせします。 議案書13ページの番号13の備考にある、「[]法定相続人」の削除をお願いします。同じ貸し手で他に2件あります。続いて、20ページの番号25の備考も削除をお願いします。最後に、25ページの番号43の備考の削除をお願いします。 こちらは、先週、農地法3条の3の規定による届出書の提出があり、相続登記が完了していることが判明したことによるものです。 それでは説明に入ります。 番号1。借り手は[]。貸し手は[]。 これを含む合計56件について、土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。 以上、令和6年度第11号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。</p>
議	長	<p>それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願いいたします。</p>

3番鈴木昇委員	はい。
議長	3番鈴木昇委員どうぞ。
3番鈴木昇委員	3番鈴木です。説明にあった法定相続人の死亡に関連して、法改正により相続登記が義務化となりましたが、相続未登記の場合でも利用権設定に問題はないという解釈でよいのでしょうか。
議長	事務局、お願いします。
事務局 (住谷副参事)	はい。集積計画による利用権設定は、相続未登記であっても相続人の過半の同意があれば賃貸借は可能です。 また、相続人の過半の同意が得られない場合でも、農業委員会が告示をするなどの手続きを行うことで、最大40年の賃貸借が可能となります。
議長	鈴木委員、どうですか。
3番鈴木昇委員	分かりました。
議長	他にご質問はございませんか。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第6、議案第8号、農用地利用集積計画（令和6年度第11号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
	（午後2時51分終了）